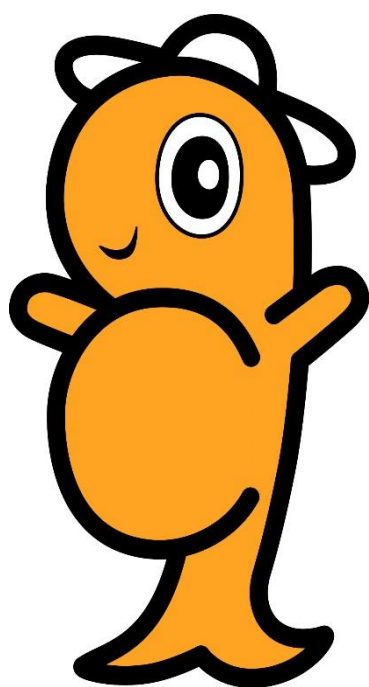


# 野田村高齢者福祉計画

計画期間 平成30年度～平成32年度



平成30年3月  
岩手県野田村

# 目次

第1章	高齢者福祉計画の概要	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
4	法令の根拠	2
5	計画策定体制	2
第2章	野田村の現状	3
第1節	高齢化の進展と高齢者等の現状	3
1	人口の推移	3
2	要介護者等の状況	4
3	高齢者世帯の状況	4
4	高齢者の就業の状況	4
第2節	高齢福祉サービスの現状	5
1	高齢者の生きがいと健康づくり	5
2	在宅福祉サービス	6
3	施設福祉サービス	8
第3章	重点施策の取組方針	10
第1節	生きがいづくりと社会参加の推進	10
1	生きがいづくりの推進	10
2	社会参加活動の促進	11
第2節	健康づくりと在宅福祉サービスの充実	12
1	健康づくりの推進	12
2	在宅福祉サービスの充実	12
第3節	総合的な支援と見守り体制の整備	13
1	総合的な支援体制	13
2	見守り体制の整備	14
第4節	介護予防の推進と介護・福祉サービスの充実	15
1	地域支援事業	15
2	介護保険事業の実施	16
3	その他の福祉施設サービス	17
4	介護保険サービスの推進体制	17
第5節	地域包括ケアシステムの推進	19
1	介護予防・生活支援サービス事業	19
2	在宅医療・介護連携の推進	19
3	認知症施策の推進	20
4	生活支援・介護予防サービスの体制整備	20
5	地域ケア推進会議の設置	20

# 第1章 高齢者福祉計画の概要

## 1 計画の趣旨

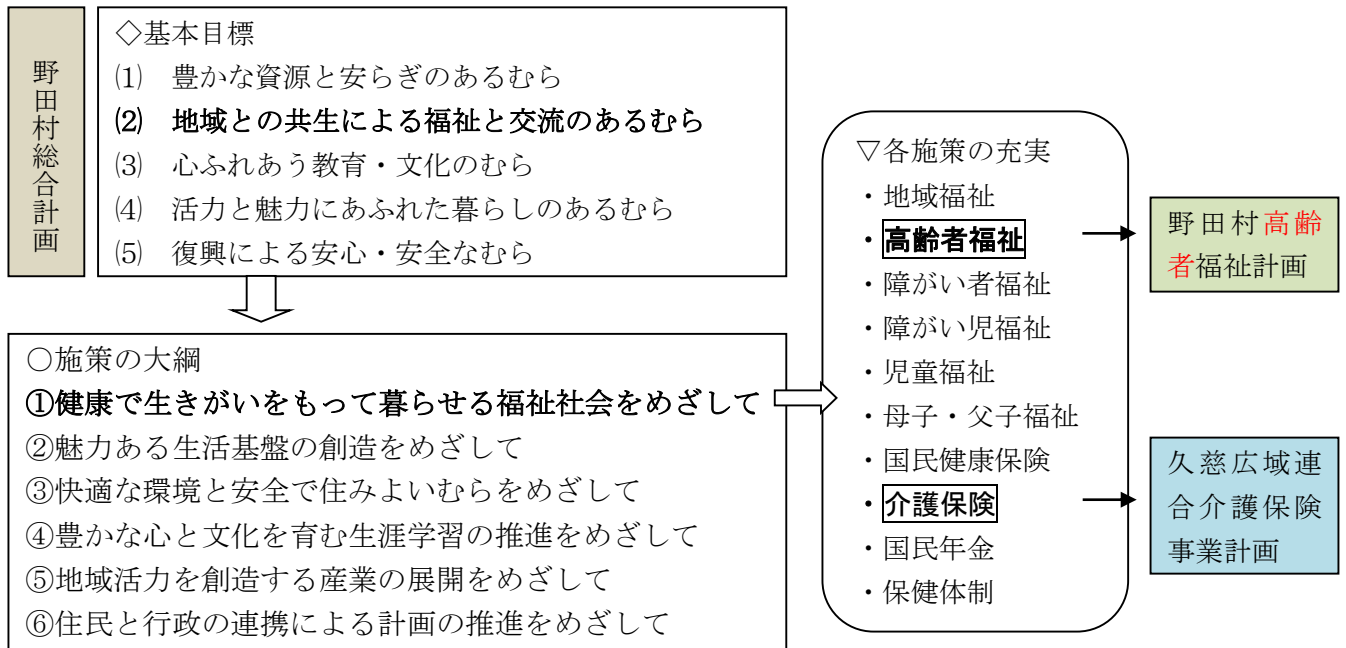
急速な少子高齢化が進む本村では、平成5年度には16.5パーセントだった高齢化率が、平成29年度には35.1パーセントになり、今後も高齢者人口、要介護高齢者ともに増加することが見込まれています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるようにするためには、限りある社会資源を効果的に活用しながら医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム（※）」の推進が必要となります。

「野田村高齢者福祉計画」は、本格的な高齢社会に的確に対応していくために、本村が目指すべき基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策の方向を明らかにするために策定するものです。

## 2 計画の位置付け

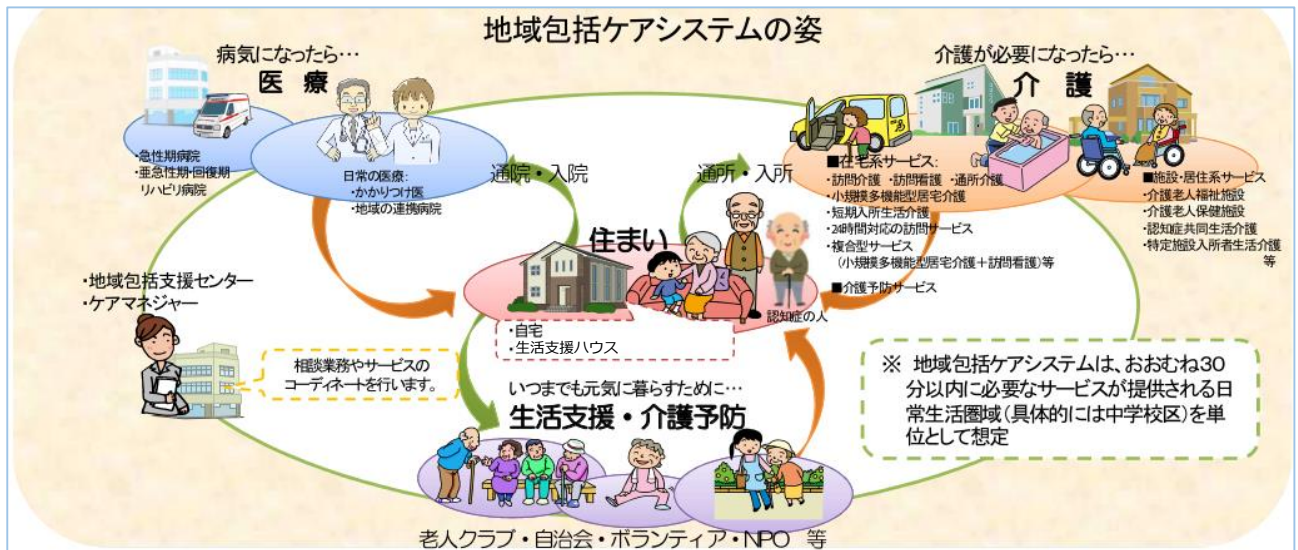
本計画は、「野田村総合計画」の部門計画となるものであり、久慈広域連合第7期介護保険事業計画や、国・県等の関連計画との整合性を図りながら策定しています。



### (※) 地域包括ケアシステム<sup>㊦</sup>

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステムの推進を図る必要があります。地域包括ケアシステムの推進にあたっては、「自助・互助・共助・公助」考え方の下、高齢者自身を含めた地域住民と、ボランティアや事業者、地域の専門職、各種関係機関と行政の協同により、地域社会全体で形成してくものです。

●地域包括ケアシステムのイメージ図



出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」より引用

3 計画期間

平成 30 年度（2018 年）を初年度とし、平成 32 年度（2020 年）を目標年度とする 3 年計画とします。

4 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」です。

5 計画策定体制

(1) 計画策定委員会

平成 30 年 3 月に行政・学識経験者・住民代表らによる老人福祉計画策定委員会を組織し、計画内容の検討を行いました。

(2) 住民意向の把握

平成 29 年に久慈広域連合が実施した「介護サービス利用意向調査」の集計結果を参考としました。

(3) 県との連携

県が策定する岩手県高齢者福祉計画との整合性を図っています。

## 第2章 野田村の現状

### 第1節 高齢化の進展と高齢者等の現状

#### 1 人口の推移

本村の人口は、住民基本台帳によると平成26年は4,494人、29年には4,313人と年々減少しています。今後も人口は減少し、少子高齢化が進むことが予測されます。高齢化率も、平成26年の32.3%から29年には35.1%、さらに計画最終年度の32年には37.3%に上昇するものと推計され、介護や支援を必要とする人たちも増えていくことが予想されます。

#### ●人口と高齢化率

(単位：人、%)

区分	H24年	H25年	H26年	H29年	H30年	H31年	H32年
総人口	4,615	4,568	4,494	4,313	4,259	4,205	4,147
15歳未満	471	484	470	461	451	447	449
15～64歳	2,733	2,662	2,572	2,422	2,270	2,212	2,150
65歳以上	1,411	1,422	1,452	1,515	1,538	1,546	1,548
75歳以上	818	828	827	841	851	840	829
高齢化率	30.6	31.1	32.3	35.1	36.1	36.8	37.3

資料：住民基本台帳人口（毎年10月1日現在。外国人除く。30～32年は推計値）

#### ●介護保険被保険者数の状況

(単位：人、%)

区 分	平成26年10月1日現在		平成29年10月1日現在	
	人 数	割 合	人 数	割 合
第1号被保険者数	1,452	47.8	1,515	49.8
前期高齢者計	625	20.6	674	22.2
後期高齢者計	827	27.2	841	27.7
75歳～79歳	301	9.9	273	9.0
80歳～84歳	279	9.2	271	8.9
85歳以上	247	8.1	297	9.8
第2号被保険者数 40歳～64歳	1,588	52.2	1,474	48.5
被保険者計	3,040		2,989	

資料：久慈広域連合介護保険事業状況報告

## 2 要介護者等の状況

平成 25 年度末、平成 28 年度末の高齢者人口に対する要介護者等の割合は、それぞれ 19.2%、20.0%となっており、微増傾向にあります。

### ●要介護者等の人数

(単位：人、%)

	H25 年 3 月 31 日現在			H28 年 3 月 31 日現在		
	第 1 号 被保険者	第 2 号 被保険者	合 計	第 1 号 被保険者	第 2 号 被保険者	合 計
要支援 1	58 人	0 人	58 人	56 人	0 人	56 人
要支援 2	32 人	1 人	33 人	51 人	2 人	53 人
要介護 1	43 人	0 人	43 人	49 人	1 人	50 人
要介護 2	35 人	2 人	37 人	34 人	0 人	34 人
要介護 3	40 人	0 人	40 人	41 人	0 人	41 人
要介護 4	44 人	1 人	45 人	38 人	0 人	38 人
要介護 5	25 人	2 人	27 人	29 人	0 人	29 人
合計	277 人	6 人	283 人	298 人	3 人	301 人
65 歳以上人口	1,476 人	認定率 19.2%		1,506 人	認定率 20.0%	

資料：久慈広域連合介護保険事業状況報告

## 3 高齢者世帯の状況

65 歳以上の高齢者のいる世帯は、平成 27 年には総世帯数の 59.9%となり、増加傾向にあります。

また、高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯とも増加しています。

### ●高齢者世帯の状況

(単位：世帯、%)

区 分	H17 年	H22 年	H27 年
総世帯数	1,610	1,575	1,516
65 歳以上の高齢者のいる世帯	879	901	908
高齢者のひとり暮らし世帯	128	152	170
高齢者夫婦世帯（夫 65 歳以上、 妻が 60 歳以上の夫婦世帯）	159	187	222
その他の高齢者世帯	592	562	516
高齢者のいる世帯の割合	54.6	57.2	59.9

資料：国勢調査

## 4 高齢者の就業の状況

村内の就業者数の 15.8%を 65 歳以上の高齢者が占めています。

### ●高齢者の産業別就業者数

(単位：人、%)

区 分	H17 年	H22 年	H27 年
15 歳以上就業者数	2,351	2,056	1,673
第 1 次産業	455	364	173
第 2 次産業	872	615	519
第 3 次産業	1,024	1,077	981
65 歳以上就業者数	268	249	313
第 1 次産業	156	132	125
第 2 次産業	35	26	81
第 3 次産業	77	91	107
構 成 比	11.4	12.1	15.8

資料：国勢調査

## 第2節 高齢福祉サービスの現状

### 1 高齢者の生きがいと健康づくり

高齢者が要介護状態にならないようにする介護予防施策や、在宅で自立した生活を確保するため及び健康の増進に必要な支援を実施しています。

#### (1) 健康相談・健康教育及び特定健診

健康相談・健康教育を通じ生活習慣病を予防するための知識の普及を図るとともに、食生活改善推進員等の協力により、生活習慣病に大きく影響する食生活の改善に努めています。

機能訓練や介護予防を図るため、介護予防教室を開催しているほか、生きがいづくりや地域内の助け合い意識の向上を図るため、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、各地区でサロン活動の支援に努めています。

病気の予防に欠かせない健診や事後指導会を、より受診・参加しやすいように公民館等で開催しています。

特定健診は、メタボリックシンドロームのほか、脳卒中、心疾患等循環器疾患及び糖尿病等の生活習慣病の早期発見を目的として年1回実施しております。

#### ●健康教育及び健康相談実施状況

(単位：回)

区分		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実施回数	健康教育	133	151	125	135	90
	健康相談	180	128	114	150	156

#### ●特定健診—多項目検診

(単位：人、%)

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
対象者数	1,342	1,186	1,169	1,072	1,121
受診者数	403	421	407	403	301
受診率 (%)	30.0	35.5	34.8	37.6	26.9

#### (2) 老人クラブ活動

老人クラブは、児童・生徒の見守りや友愛活動、清掃奉仕など、地域活動の担い手としてその活動、役割などが期待されています。各地区の老人クラブでは、年間を通じて機能の向上や健康の増進、レクリエーション及び地域社会との交流等に取り組んでいますが、新しい会員の確保が課題となっています。

#### ●老人クラブ会員数

(単位：人、%)

区分	H26年度	H27年度	H28年度
クラブ数	12	12	12
会員数	399	391	392
加入率	21.5	21.3	21.2

#### (3) 健康運動教室事業<sup>㊦</sup>

閉じこもりや運動不足になりがちな被災した高齢者等の転倒予防や孤立防止のために筋力トレーニングを中心とした運動教室を開催しています。

#### ●健康運動教室事業実施状況 (単位：人)

区分・年度	H28年度
利用実人数	49
延利用回数	1,062

※年度末登録数

## 2 在宅福祉サービス

介護保険制度の円滑な実施の観点から、高齢者が要介護状態にならないようにする介護予防施策や、在宅で自立した生活を確保するために必要な支援を実施しています。

### (1) 配食サービス事業

70歳以上の高齢者のみの世帯に対し、月2回、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行っています。

●配食サービス実施状況 (単位：人、食数、回)

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実利用人員	43	55	67	75	92
延配食数	779	937	1,285	1,536	1,991
延配食回数	24	24	24	24	24

### (2) 緊急通報装置の貸与

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与して、青森県社協の協力を得て、村社協が主体として運用しています。

●緊急通報装置貸与事業の実施状況 (単位：台)

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
設置台数	13	12	12	12	11

### (3) 在宅要介護者紙おむつ給付事業

家庭で介護を受けている要介護度3以上の在宅要介護者に対し、紙おむつ券（月3,900円）を支給しています。

●紙おむつ給付事業の実施状況 (単位：人)

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
延給付者数	138	176	251	312	291
月平均給付者数	11.5	14.7	20.9	26.0	24.3

### (4) 家族介護慰労事業

要介護度4又は5で村民税非課税世帯の在宅高齢者が、過去1年間介護保険サービスを受けなかった場合、その方を介護している家族に対し、慰労金（1件100千円）を支給します。

●慰労金支給状況 (単位：件、千円)

区分・年度	H12年度以降
実施件数	給付なし
補助額	〃

### (5) 老人日常生活用具給付等事業

65歳以上の高齢者がいる非課税世帯を対象に、日常生活用具を給付しています。

●日常生活用具の給付状況 (単位：人、千円)

区分・年度	H14年度以降
給付者数	給付なし
給付額	〃



(6) 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

在宅の要援護高齢者等の住宅改善に要する経費に対して補助を行っています。

●住宅改修助成状況 (単位:件、千円)

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実施件数	1	1	0	0	2
補助額	600	375	0	0	234

(7) 高齢者等安否確認事業（お伺い事業）

一人暮らしの高齢者等を対象に、定期的な訪問又は電話による伺いを行い、在宅生活の不安解消を図っています。

●高齢者等安否確認事業実施状況 (単位:世帯)

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
登録世帯数	53	47	48	53	47

※各年度末登録数

(8) 福祉有償移送サービス

要介護者、障がい者（児）等を対象とし、公共交通機関を利用することが困難な方の通院・通所等の移送サービスを実施しています。

●福祉有償移送サービス利用状況 (単位:人、回)

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
登録者数	35	53	57	67	73
移送回数	399	702	965	1,534	1,370

※各年度末利用状況

(9) サロン事業

地域のコミュニケーションの向上や生きがいをづくりを目的として、住民の活動や交流の場を提供し、地域福祉の向上を図ります。

●サロン事業実施状況 (単位:人)

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
来場者数	1,085	1,064	1,011	765	530

(10) 生活支援サービス

高齢者・障がい者等を対象として、介護保険法等では対応できない、買い物代行や生活支援等のサービスを提供することで、日常の生活の中で抱える困難の解決や住み慣れた地域で暮らしていくために必要な支援を行っています。

●生活支援サービス実施状況 (単位:回)

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
利用回数	214	240	330	483	501

(参考1) 生活管理指導員派遣事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、生活管理指導員を派遣し、日常生活等に関する支援・指導を実施。久慈広域連合管内の市町村では平成28年10月から介護予防・日常生活支援総合事業への移行となったため、平成29年度以降の利用は無くなります。

●生活管理指導員派遣事業実施状況（単位：人、回）

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実利用人員	1	1	0	0	0
延利用回数	14	12	0	0	0

資料：野田白寿会

(参考2) 生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、通所の方法により各種サービスを提供。久慈広域管内の市町村では平成28年10月から介護予防・日常生活支援総合事業への移行となったため、平成29年度以降の利用は無くなります。

●生きがいデイサービス実施状況（人、回）

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実利用人員	8	9	6	4	1
延利用回数	330	284	211	138	35

3 施設福祉サービス

(1) 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で居宅での生活が困難な高齢者に対し、日常生活上の支援や介護サービスを提供します。

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
延給付者数	138	176	122	120	93
月平均給付者数	11.5	14.7	10.2	10.0	7.8

(村内施設分)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
入所者数	79	79	79	79	79

(2) 短期入所生活介護施設（居宅）

在宅での介護者が行事等により介護できない場合や介護者の負担軽減のため、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、日常生活上の支援や介護サービスを提供します。

(村内施設分)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
ベッド数	10	10	10	10	10

(3) 認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者がスタッフの生活支援や見守り、介護を受けながら共同で生活を行います。

(村内施設分)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
入居者数	18	18	18	18	18

#### (4) その他の施設福祉サービス

養護老人ホームについては、久慈市の養寿荘を中心に入所措置を行っています。  
生活支援ハウスについては、社会福祉法人野田白寿会に指定管理を委託し、一人暮らしに不安のある高齢者等に対して、安心できる住居環境の提供に努めています。

●老人福祉施設入所（居）者の状況 (単位：人)

区分・年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
養護老人ホーム	4	4	4	4	6
ケアハウス	-	-	-	-	-
生活支援ハウス	9	6	8	7	5

※各年度未入所（居）者数

#### 4 相談サービス

地域包括支援センターが、介護保険サービスや高齢者等の生活全般に関する相談に応じる体制を整えています。相談内容は、介護サービスのほか、高齢者虐待、消費生活相談など広い分野の内容としています。

●地域包括支援センターの相談受付件数 (単位：件、%)

相談内容・区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
介護方法や介護の悩みに関する相談	34	24	92	164	47
諸制度・サービス等に関する相談	91	91	17	51	107

### 第3章 重点施策の取組方針

#### 第1節 生きがいくりと社会参加の推進

##### 1 生きがいくりの推進

###### (1) 老人クラブ活動等事業

老人クラブは、12クラブあり、地域に根ざした社会参加活動や、生きがいの創造に関する事業を展開しています。今後、高齢者が増加する中で、会員相互の連帯による地域内の要援護高齢者への援助が期待されるところです。

また、各老人クラブの連携協調を図り高齢者福祉の向上を推進し、地域社会の進展に寄与することを目的に、野田村老人クラブ連合会が結成されています。引き続き老人クラブ及び連合会の育成・支援、加入促進に努めていきます。

なお、東日本大震災の被災のため、老人クラブ1団体が休止中となっておりますが、高台団地や区画整理区域での住宅再建が完了したことから、地域のコミュニティの醸成と併せて老人クラブ活動の再開に向けた検討を進めます。

###### ● (参考) 老人クラブ加入状況

(単位：団体、人、%)

	現状 (H29 年度)	目標 (H32 年度)
老人クラブ連合会	1	1
単位クラブ	12	12
加入者数	392	
60歳以上人口に占める 単位クラブ加入率	21.2	29.6

###### (2) 自主的な地区活動の支援

###### ① ふれあいいきいきサロン

地域の公民館、仮設住宅集会所等を活用して、趣味やレクリエーション、各種講座・教室など、地域内の高齢者等の交流を通じて相互の支え合いやコミュニティ形成を図り、地域の福祉力を高めるよう取り組んでいきます。

地域住民の自主的な企画・開催を促進し、参加者が固定しないよう継続的な周知を図っていく必要があります。

また、村の健康相談会・栄養講座(料理教室)、村社会福祉協議会のサロン事業、村地域包括支援センターの介護予防事業、地域福祉事業所の趣味講座等の開催を調整し、効果的に実施していきます。

###### ● (参考) ふれあいいきいきサロン実施状況 (単位：地区数、回、人)

ふれあいいきいきサロン H28 年度実施状況 (村社協)	
実施団体(地区)数	19 地区
延開催回数	231 回
参加延人数	2,434 人

※仮設住宅での開催分を除く

## ② 地区サロン事業

被災した横町、愛宕町、本町・旭町の3地区を対象に地区サロン事業を行い、高齢者や障がい者を交えた地域コミュニティの活性化を図ります。

●（参考）地区サロン事業実施状況（単位：回、人）

地区サロン（地域福祉事業）28年度実施状況（あづび）	
延開催回数	7
参加延人数	39

## 2 社会参加活動の促進

### (1) 生活支援人材登録制度の整備

高齢者世帯等が地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会又はNPO等による生活支援サービスの提供体制の整備を検討します。

この制度では、高齢者の知識、技能、経験等を生かし、就業機会の増大を図るとともに、高齢者がサービス提供者として地域社会に貢献することが期待されています。

### (2) ボランティア活動の促進

サロン事業及び各種講習会等の活動に協力できるボランティアを募集・育成し、高齢者とのつながり深め、地域の支え合い体制づくりを進めます。

## 第2節 健康づくりと在宅福祉サービスの充実

### 1 健康づくりの推進

#### (1) 保健活動の推進

疾病の予防と早期発見・早期対応、健康維持のため、健康診査のほか栄養指導や健康教育・健康相談、運動指導、心の健康指導、訪問指導、歯科保健活動（8020運動の推進）、飲酒・喫煙指導等の保健活動を推進します。

#### (2) 関係機関との連携強化

地域での自立生活を支えるためのサービスを効果的に提供するため、医療機関を含めた関係機関による地域ケア会議を定期的で開催し、在宅サービス（訪問介護、デイサービスなど）、施設サービス（特養ホーム等）、医療サービスとの連携を深めます。自殺やひきこもりを予防するため、県や医療機関と連携し、精神保健の知識普及や相談活動を強化します。

### 2 在宅福祉サービスの充実

#### (1) 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業（住宅改良助成事業）

在宅の要支援・要介護者が地域社会で安心した生活ができるよう、住宅改善費を助成することにより介護負担の軽減を図り、住宅環境の整備の推進に努めます。

#### (2) 日常生活用具給付事業

65歳以上の高齢者のいる非課税世帯に対し、一般家庭用火災報知器や電磁調理器、簡易自動消火器を給付し、火災予防による地域生活での安全・安心感を高め、自立生活を促進します。

#### (3) 外出支援サービス事業

要支援・要介護高齢者及び障がい者等移動制約者の通院等外出を支援するため、村内のNPO法人に委託して有償のボランティア輸送を実施します。

#### (4) 生活総合支援事業

介護認定の非該当者及び介護認定該当者であっても介護保険サービス外となっている生活支援が必要な方を対象に、交通事情の悪い山間部を主体とした買物代行、雪かき支援等、高齢者が安心して地域で暮らせるよう、村内の地域福祉事業所に委託して福祉サービスを提供しています。支援者は、元気な高齢者等の人材を有償ボランティアとして登録し、地域支え合いの体制づくりを進めています。

### 第3節 総合的な支援と見守り体制の整備

#### 1 総合的な支援体制

##### (1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける高齢者支援の中核となる組織です。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康維持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。センターは現在、久慈広域連合から委託された法人により運営されています。

##### (2) 認知症高齢者の支援

村では認知症の早期発見、早期診断へと切れ目ない対応を行うために、村保健師や地域包括支援センターによる個別相談や訪問指導を継続していきます。

また、福祉関係者を対象にキャラバンメイトを養成するとともに、各地区や事業所、小中学校サークル・ボランティア団体等を対象に認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症の正しい知識と理解の普及に努めています。

今後は、キャラバンメイトや認知症サポーターへのフォローアップ講座の実施を検討し、認知症高齢者支援への質の向上を図ります。

#### ●キャラバンメイトと認知症サポーターの登録状況 (単位：パーセント、人、回)

	キャラバンメイトと認知症サポーターの人口比		メイト+サポーター 1人当たり高齢者数	人口1万人当たり 講座開催数
野田村	24.9 (県内4位)		1.4 (県内3位)	143.3 (県内2位)
	内訳	メイト サポーター 計		
岩手県	11.4		2.7	33.2
全国	7.2		3.7	21.7

※ 平成29年末

## 2 見守り体制の整備

### (1) 高齢者等安否確認事業

一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、孤独死の防止と異常時の早期発見のため、民生委員等と連携を図りながら、定期的な安否確認（高齢者等お伺い事業）を福祉事業所に委託して実施します。

通常は週1回以上、電話又は訪問により、高齢者の健康状況・生活状況の把握に努めます。

### (2) 高齢者虐待の防止

地域包括支援センターや民生委員、各地区老人クラブなどを中心とした見守り体制を整備するとともに、ご近所での見守り・相談・通報につながるよう、制度の普及に努めます。

村の高齢者虐待防止マニュアルにより、関係機関と連携した高齢者虐待防止対応連絡会議により、虐待の防止、虐待への対応にあたります。

### (3) 緊急通報体制の整備

#### ① のんちゃん通報ペンダント（村）

村内ののんちゃんネット接続世帯のうち、高齢者等の世帯に配付し、運用しています。

設置予定世帯数 130 世帯
----------------

#### ② 福祉安心電話サービス事業（社協）

毎朝の状況を高齢者が自ら電話で発信する「おげんきまもりサービス（岩手県社協）」の普及を図ります。また、高齢者の状況により、必要に応じて緊急時に押しボタンで自動通報する端末「安心電話おげんきメールサービス（青森県社協）」とも組み合わせて、毎日の安否確認体制を万全に進めていきます。

利用普及目標世帯数 30 世帯
-----------------

### (4) 避難行動要支援者への対応<sup>㊦</sup>

高齢者や障害者など災害時に支援を要する世帯について、民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と協力して地域の実態把握に努め、消防・警察機関等と連携し、避難行動要支援者名簿（村）及び地域支え合いマップ（社協）を作成するなど、地域内の安否確認・支援体制などについて話し合い、役割分担を明確にし、災害時の支援体制の整備に努めます。

### (5) 緊急一時保護事業

概ね 65 歳以上で高齢者虐待や災害等により在宅での生活が困難な場合に、短期間、介護・福祉施設等に入所させ、高齢者の支援を行います。

### (6) 高齢者の権利擁護

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、金銭管理などの日常生活自立支援事業（社協）を行います。また、本人の希望や状況により、久慈地域成年後見センターへの相談・連携について支援します。



## 第4節 介護予防の推進と介護・福祉サービスの充実

### 1 地域支援事業

#### (1) 一般介護予防事業<sup>㊦</sup>

住民互助や民間サービス等との連携を通じ、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域の実現を目指し、次の事業に取り組みます。

##### ① 介護予防把握事業

65歳以上の高齢者を対象に、実態把握やニーズ調査を行い、閉じこもりやうつ病、低栄養等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動につなげます。

##### ② 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識の普及を目的に、住民一人一人の主体的な介護予防活動を支援します。

##### ③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防の知識を有した住民ボランティアの育成や活動支援など、ボランティアが地域でより有意義な活動ができるよう支援します。

##### ④ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

##### ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による支援を行います。

#### (2) 包括的支援事業

地域包括支援センターが、介護予防ケアマネジメントや総合相談支援、権利擁護などに関する事業を実施します。

医療機関を含む関係施設や関係団体と連携するなど、地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築を行います。

#### (3) 任意事業

##### ① 在宅要介護者紙おむつ給付事業

要介護3以上の在宅要介護者を介護する家族に対し、紙おむつ券を支給します。平成30年度以降は交付要件が設けられる予定となっており、国の動向を注視し、事業の継続についての検討を行います。

##### ② 家族介護慰労事業

村民税非課税世帯で、介護度の重い在宅高齢者（要介護4、5）が過去1年間介護保険サービスを受けなかった場合に、その者を現に介護している家族に対し、慰労金（1件10万円）を支給します。

##### ③ 配食サービス事業

70歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯に対して、定期的に居宅に訪問して、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行います。

##### ④ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成し

ます。

⑤ 成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分な高齢者で、経済的な理由により成年後見制度を利用できない場合に、申立費用及び後見人報酬等の助成を行います。また、身寄りのない高齢者又は親族があっても申立を行う意思がない場合には、村が申立を行います。

2 介護保険事業の実施

介護保険事業に関する種類ごとの見込み量やサービス供給量の確保策は、久慈広域連合が策定する「介護保険事業計画」に示しています。この節では、介護保険事業計画と重複しますが、本村の住民が利用できるサービスについて示します。

(1) 介護居宅サービス

① 居宅介護支援事業

居宅サービス・地域密着型サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する在宅サービス等の種類や内容・総合的な援助方針等の計画を作成し、サービス提供確保の連絡調整を行います。

当村では、野田白寿会指定居宅介護支援事業所が行っています。介護保険制度を利用するための相談を受ける「介護支援専門員（ケアマネジャー）」が現在3人在籍しており、サービスを利用するために必要な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や要介護者の相談等に応じます。

② 訪問介護

介護福祉士等が利用者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で日常生活を営めるように、入浴・排せつ・食事の介護や、調理・洗濯・掃除等の日常生活の世話をを行います。

③ 通所介護

利用者がデイサービスセンター等に通り、入浴・排せつ・食事等の介護、健康状態等の日常の世話と機能訓練を提供し、利用者の社会的孤独感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

久慈広域連合第7期介護保険事業計画において、平成32年度に1施設（定員10人）の整備を予定しています。

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者が老人デイサービスセンター等に通り、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、利用者の社会的孤独感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

⑤ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が、利用者の居宅を訪問して理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

⑥ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者が介護老人保健施設や病院・診療所に通り、理学療法・作業療法等の必要リハビリテーションを提供し、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

⑦ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護その他日常

生活上の世話と機能訓練を行いながら、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

⑧ 福祉用具貸与

利用者の心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整を行い貸与することで、日常生活の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図ります。

⑨ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち、入浴や排せつに用いる貸与になじまない性質の特定福祉用具を購入したときに、購入費の9割相当額（上限9万円）を支給します。

⑩ 住宅改修

実際に居住する住宅において、手すりの取付け等の住宅改修を行ったときに、改修費の9割相当額（上限18万円）を支給します。

(2) 介護施設サービス

① 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で居宅での生活が困難な高齢者に対し、日常生活上の支援や介護サービスを提供します。

② 短期入所生活介護施設（居宅）

在宅での介護者が行事等により介護できない場合や介護者の負担軽減のため、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、日常生活上の支援や介護サービスを提供します。

③ 認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者がスタッフの生活支援や見守り、介護を受けながら共同で生活します。

3 その他の施設福祉サービス

(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

環境上及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設です。

(2) 生活支援ハウス

軽度の見守りや生活支援を要する高齢者に対し、介護支援機能、居宅機能及び交流機能を総合的に提供する施設です。

4 介護保険サービスの推進体制

介護保険サービスの利用については、広域連合と連携し、当村では次のような方策を推進します。

(1) 利用者本位の介護サービスの実現

介護サービス利用について、利用者が適切に介護サービスを選択し、利用できるような環境づくりを進めます。

(2) 選択に必要な情報の提供

居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携により、利用者が、自分自身のニーズに合ったケアマネジャーや、サービス事業者を選択できるように必要な情報を提供します。

(3) 相談・受付業務の充実

住民福祉課窓口及び地域包括支援センターで介護保険事業に関する相談・受付等の業務を行います。

また、身近なところで気軽に介護等に関する相談や苦情の解決の依頼、各種情報の入手などができるよう、引き続き住民福祉課に「介護保険総合相談窓口」を設置します。

基本的には、介護サービス事業者が、自らの質の向上につながるよう、利用者の苦情解決に積極的に取り組む必要があります。

介護サービス事業者が解決できない苦情等については、住民福祉課の「介護保険総合相談窓口」で住民からの相談を受け付け、国民健康保険団体連合会・久慈広域連合と連携しながら苦情解決を行います。

## 第5節 地域包括ケアシステムの推進

### 1 介護予防・生活支援サービス事業

#### (1) 生活支援サービス

高齢者が要支援・要介護状態になることの予防を目的として、地域の実情に合わせた訪問型サービス、通所型サービス、その他のサービス等を展開し、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

#### (2) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として、本人の意向や心身の状態、家族の意向等を確認したうえで、本人の自立支援や介護予防に向けて必要なサービスを検討し、適切に提供されるためのケアプランを作成します。

### 2 在宅医療・介護連携の推進<sup>⑧</sup>

要介護者の多くは介護ニーズと医療ニーズを併せ持っており、加えて様々な生活支援ニーズに対応した包括的なケアのために、医療と介護の連携強化（多職種連携）をすすめて、支援を必要としている高齢者の状況や支援の方法を共有できる連携体制づくりを、久慈広域4市町村と久慈広域連合が協力して、実施します。

#### (1) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先・機能等を把握し、リストやマップ等を作成し、地域住民の医療・介護へのアクセスの向上を支援します。

#### (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対策等の検討を行います。また、医療・介護の提供体制のあるべき姿（目標）を検討していきます。

#### (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組を行っていきます。

#### (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が図られるよう、情報共有の手順等を含めた情報共有ツール（情報連携シート等）を整備します。

また、平成28年度から稼働している久慈広域管内の病院、診療所、薬局、介護施設等で、医療や介護が必要な人の情報を共有する北三陸ネットの利活用を推進し、住民及び医療・介護関係者の利用登録の促進に努めます。

#### (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、相談支援を行います。また、必要に応じて、退院の際の調整や利用者や家族の要望を踏まえた医療・介護機関の紹介等を行います。

#### (6) 医療・介護関係者の研修

医療・介護関係の多職種によるグループワーク等の研修を行います。

#### (7) 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護に関する講演会の開催やパンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を深めます。

(8) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

久慈広域管内の関係市町村及び久慈広域連合が連携して、広域的な取組が必要な課題の抽出・整理を行い、関係団体等との連携を含めた解決策を検討します。

3 認知症施策の推進<sup>㊦</sup>

(1) 認知症初期集中支援推進事業

国の新オレンジプランに基づき、認知症になっても可能な限り地域で生活し続けられるよう、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症の方や認知症の疑いのある高齢者が介護サービス利用や医療機関の受診につながるができるよう支援します。

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けることができるよう、「認知症地域支援推進員」を配置して、認知症に関する医療・介護等の連携強化、地域における支援体制の構築、認知症ケアの向上に取り組んでいきます。

4 生活支援・介護予防サービスの体制整備<sup>㊦</sup>

高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進に向けて一体的に取り組むための事業です。平成 29 年度はボランティア団体と地域の社会資源やニーズ、生活課題等を共有するための学習会を開催しています。今後も社会福祉協議会との協働により、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めます。

(1) 生活支援コーディネーターの設置

地域課題を把握し、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能の役割を果たす生活支援コーディネーターを、平成 29 年 4 月から配置しています。

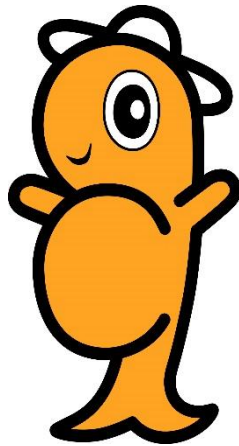
(2) 協議体の設置

生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画する協議体会議を開催し、定期的な情報共有・連携強化を図っていきます。

5 地域ケア推進会議の設置<sup>㊦</sup>

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすために、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート、及び資源やサービス等の開発により包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現することが求められています。高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図るためのひとつの手段として地域ケア推進会議を設置します。

北リアスの砂浜に魅せられて



野田村イメージキャラクター

のんちゃん